

八王子市加住地区 町会自治会連合会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、八王子市加住地区町会・自治会連合会と称し、事務所を八王子市加住市民センター内に置く

(目 的)

第 2 条 本会は、町会相互の親睦を図り町民の福祉を増進するとともに、自治意識を涵養し市政の円滑な運営と市役所及び町会との連絡を密にし、もって社会文化の進展に貢献することを目的とする。

(組織及び会員)

第 3 条 本会の会員は、加住地区町会長・自治会長をもって組織する。

第 2 章 役 員

(役員の種類)

第 4 条 本会は、次の役員を置く。

(1)	会 長	1 名
(2)	副 会 長	若干名
(3)	会 計	1 名
(4)	会 計 監 事	2 名
(5)	書 記	1 名

(役員を選任)

第 5 条 役員は、役員会において会員中より推薦し、総会において承認する。
2 会長及び副会長には、地区的条件等を考慮し選任する

(役員職務)

第 6 条 会長は、本会を代表し会務を総括する。
2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。
3 会計は、本会の会計事務を分掌する。
4 会計監事は、随時会計監査を行う。
5 書記は、会計の命を受け、会の事務を行う

(役員任期)

第 7 条 役員任期は2年とし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする

(顧問・相談役)

第 8 条 本会に顧問・相談役を置くことができる
2 顧問は、会長が役員会の同意を得て委嘱する。
3 相談役は、加住地区選出の市議会議員及び滝山観光協会会長を委嘱する。

第 3 章 会 議

(会議の種類)

第 9 条 本会は、次の会議を行うものとする。

(1) 総 会 (2) 定例会 (3) 役員会

(会議の開催)

第 10 条 総会は毎年5月に開催し、事業・予算の決定・決算の承認・会則の改正・役員承認等を行う。

2 定例会は原則として毎月開催するものとする。

3 役員会は会長が必要と認めたととき随時開催する。

(会議の定足数及び議決)

第 11 条 会議は、会員の過半数の出席をもって成立する。また、議決は、出席会員の過半数の同意をもって決する。

(会議の議長)

第 12 条 総会の議長は、会長とする。ただし、不在の時は、副会長とする。

2 定例会及び役員会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長は他に議長を指名することができる。

(専門部会の設置)

第 13 条 第2条の目的を達成するため、会長が必要と認められた場合は役員会に諮り専門部会を置くことができる。

2 専門部会は次のとおりとする。

(1) 総務部会 (総務・分担金・募金等)

(2) 社会部会 (地区運動・社会教育推進等)

3 専門部会は、会員中より会長が指名し部長、副部長及び部員をもって構成する。なお、各種事業の推進にあたって必要な役割分担は、その都度人選を行うものとする。

第 4 章 会 計

(会の経費)

第 14 条 本会の経費は、各町会の搬出する会費その他をもってこれに当てる。

2 会費の徴収基準は、前年度の町会事務委託料の世帯数に定率を乗じて得た額とする。

3 前項に掲げる会費徴収基準は、総会の承認を経なければならない。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 5 章 雑 則

(表 彰)

第 16 条 本会会員として5年以上現職にあった者を総会において表彰する。

2 被表彰者に対して、表彰状に添え記念品を贈呈する。

(慶 弔)

- 第 17 条 本会の会員及び同居の親族に係る慶弔は、次によるものとする。
- (1) 会員の病氣見舞い～引き続き1ヶ月以上療養の場合、金10,000円也の見舞金
 - (2) 会員死亡の場合～花環1基及び、金10,000円也の香典量
 - (3) 同居の親族死亡の場合～花環1基
 - (4) その他必要ある場合は、会長・会計にて協議し決定するものとする。

第 6 章 付 則

本会則は、昭和32年12月 1日から施行
昭和35年 5月28日改正施行
昭和54年 5月24日改正施行
昭和62年 7月24日改正施行
平成 元年 5月11日改正施行
平成 2年 5月21日改正施行
平成 6年 5月28日改正施行
平成12年 5月 6日改正施行

加住地区町会・自治会連合会 平成19年度役員名簿

会 長	左入町会長	細井 衛
副会長	馬場谷戸町会長	目黒 久雄
会 計	尾崎町会長	門倉 幹雄
書 記	宮下町会長	高橋 清一
会計監事	滝山一丁目町会長	橋本 文典
会計監事	加住町会長	小澤 茂雄